

厚生労働省静岡労働局発表公表日 令和4年12月23日(金)

静岡労働局 職業対策課 担 課 長 伊藤 祥 課 長 補 佐 鈴木 康弘 当 障害者雇用担当 萩原 祥行 電 話 054-271-9973

令和4年 静岡県内の障害者雇用状況の集計結果

民間企業の雇用障害者数13,875.0人、実雇用率2.32%

雇用障害者数13年連続、実雇用率10年連続、過去最高を更新

静岡労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和4年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、 民間企業の場合は2.3%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神 障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集 計したものです。

【集計結果の主なポイント】

- 1 < 民間企業 > 【法定雇用率 2.3%】
 - ・雇用障害者数 13,875.0人 (対前年差 188.5 人増加)
 - ・実雇用率 2.32% (対前年比0.04ポイント上昇)
 - ・法定雇用率達成企業割合 53.3% (対前年比1.4ポイント上昇)
- **2 < 公的機関 > 【**同 2.6%、静岡県などの教育委員会は 2.5% 】*() は前年の値
 - 〇県
 - ·雇用障害者数 222.5人(229.5人)、実雇用率2.70%(2.81%)
 - 市町等
 - ・雇用障害者数 948.0人(936.5人)、実雇用率2.51%(2.50%)
 - 教育委員会
 - ・雇用障害者数 451.0人(444.5人)、実雇用率1.92%(1.87%)
- 3 < 独立行政法人等 > 【同 2.6%】*() は前年の値
 - ・雇用障害者数 152.0人(150.5人)、実雇用率2.60%(2.60%)

障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合 【総括表1、第1表、第2表、第8表、第9表】

- ①民間企業(43.5人以上規模の企業:法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は13,875.0人で、前年より188.5人増加(対前年比1.4%増)し、過去最高を更新した。
- ②雇用者のうち、身体障害者は 7,641.5人(対前年比0.5%減)、知的障害者は4,224.0 人(対前年比4.2%増)、精神障害者は2009.5人(対前年比2.8%増)と、身体障害者は僅かに減少したものの、知的障害者、精神障害者は増加となった。
- ③実雇用率は、10年連続で過去最高の2.32%(前年は2.28%)、法定雇用率達成企業の割合は、53.3%(前年は51.9%)であった。

(2)企業規模別の状況【第3表、第4表】

- ①企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5人以上100人未満規模企業で 2,360.5人、100人以上300人未満で3,539.5人、300人以上500人未満で1,559.5人、500人以上1,000人未満で1,826.5人、1,000人以上で4,589.0人であった。
- ②実雇用率は、民間企業全体の実雇用率 2.32%と比較すると、
 - →1,000人以上規模企業(2.49%)、500人以上1,000人未満(2.47%)については上回っている。
 - →300人以上500人未満規模企業(2.14%)、100人以上300人未満(2.30%)、43.5人以上100人未満(2.07%)については下回っている。
- ③法定雇用率達成企業の割合は、43.5人以上100人未満が49.8%、100人以上300人未満が59.1%、300人以上500人未満が47.3%、500人以上1,000人未満が60.9%、1,000人以上が63.4%であった。

(3) 産業別の状況【第5表、第6表】

①産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が323.0人(2.3%)、「製造業」が5,559.0人(40.1%)、「情報通信業」が175.0人(1.3%)、「運輸業、郵便業」が848.0人(6.1%)、「卸売業・小売業」が1,704.5人(12.3%)、「金融業、保険業」が447.5人(3.2%)、「不動産業、物品賃貸業」が182.5人(1.3%)、「宿泊

業、飲食サービス業」が235.5人(1.7%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が340.0 人(2.5%)、「教育、学習支援業」が162.5人(1.2%)、「医療、福祉」が2,556.5 人(18.4%)、「複合サービス事業」が177.5人(1.3%)、「サービス業」が954.0人 (6.9%)であった。

※() 内は構成比

②法定雇用率を上回っているのは、「農・林・漁業」(4.51%)、「生活関連サービス、娯楽業」(3.24%)、「医療、福祉」(3.16%)であった。

※() 内は実雇用率

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 [第7表]

- ①令和4年の法定雇用率未達成企業は1,471社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が1,048社(構成比71.2%)と多くを占めている。
- ②また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は887社であり、未達成企業に占める割合は、60.3%となっている。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率 2.6%) 【総括表 2(1)、第10表、第11表、第18表】

県の機関に在職している障害者の数は222.5人で、前年より3.1% (7.0人) 減少しており、実雇用率は2.70%と、前年に比べ0.11ポイント減少した。 全機関が法定雇用率を達成。

- (2) 市町等の機関(法定雇用率2.6%) 【総括表2(2)、第12表、第13表、第19表】
 - 市町等の機関に在職している障害者の数は948.0人で、前年より1.2% (11.5人) 増加しており、実雇用率は2.51%と、前年に比べ0.01ポイント上昇した。 47機関中32機関が法定雇用率を達成。
 - 【未達成の市町等の機関】 (※の機関は令和4年6月2日以降に達成。) 静岡市、沼津市、三島市、伊東市(※)、島田市、御殿場市、下田市、伊豆の国市 (※)、西伊豆町、長泉町、小山町、吉田町教育委員会、東伊豆町教育委員会、西 伊豆町教育委員会、藤枝市立総合病院
- (3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.5%) 【総括表2(3)、第14表、第15表、第20表】 県等の教育委員会に在職している障害者の数は451.0人で、前年より1.5%(6.5人) 増加しており、実雇用率は1.92%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。 4機関中2機関が法定雇用率を達成。

【未達成の教育委員会】

静岡県教育委員会、浜松市教育委員会

3 地方独立行政法人等における雇用状況

【総括表3、第16表、第17表、第21表】

地方独立行政法人等(法定雇用率2.6%)に雇用されている障害者の数は152.0人で、前年より1.0%(1.5人)増加しており、実雇用率は2.60%と、前年と同じであった。 7機関中4機関が法定雇用率を達成。

【未達成の地方独立行政法人等】

国立大学法人浜松医科大学、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学

総括表

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

			用障害者 となる労働			② 障害者の勢	数	③ 実雇用	事	④ 法定雇用率	達成企業の数	数 / 企業数		⑤達成割	合
		599,	352. 0	人		13, 875. 0	人	2. 32	%	1, 678	/ 3, 1	49		53. 3	%
民間企業					[11,775	人]								
	(601,	096.0	人)	(13, 686. 5	人)	(2.28	%)	(1,636	/ 3, 1	.52)	(51.9	%)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 静岡県の機関(法定雇用率2.6%)

		雇用障害者 基礎となる職		2	② 障害者の数	t	③ 実雇用	月率	④ 法定雇用率	達成機	関の数 / 機関数	⑤ 達	成害	合
		8, 243. 0	人		222. 5	人	2. 70	%	3	/	3	100.	0	%
静岡県の機関				[166	人]								
	(8, 167. 0	人)	(229. 5	人)	(2.81	%)	(3	/	3)	(100.	0	%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
Lama - Lili HH	37, 738. 0 人	948.0 人	2. 51 %	32 / 47	68.1 %
市町の機関		[723 人]			
	(37, 424.5 人)	(936.5 人)	(2.50 %)	(35 / 47)	(74.5 %)

(3) 静岡県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
静岡県等の	23, 544. 5 人	451.0 人 [350 人]	1.92 %	2 / 4	50.0 %
教育委員会	(23,789.0 人)	(444.5 人)	(1.87 %)	(1 / 4)	(25.0 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

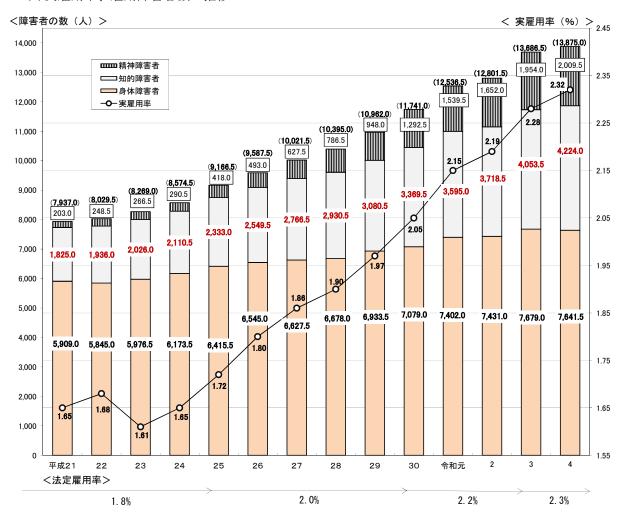
	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政	5,844.0 人	152.0 人	2. 60 %	4 / 7	57.1 %
法人等	(5,781.5 人)	(150.5 人)	(2.60 %)	(5 / 7)	(71.4 %)

- 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。 注 1
 - 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数 (旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとし
 - でいる。 ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。 ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、静岡県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。

 - ()内は、令和3年6月1日現在の数値である。
 - なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
 - 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す
 - 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率、雇用障害者数の推移



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上 規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 平成22年まで 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 平成23年以降

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者

(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

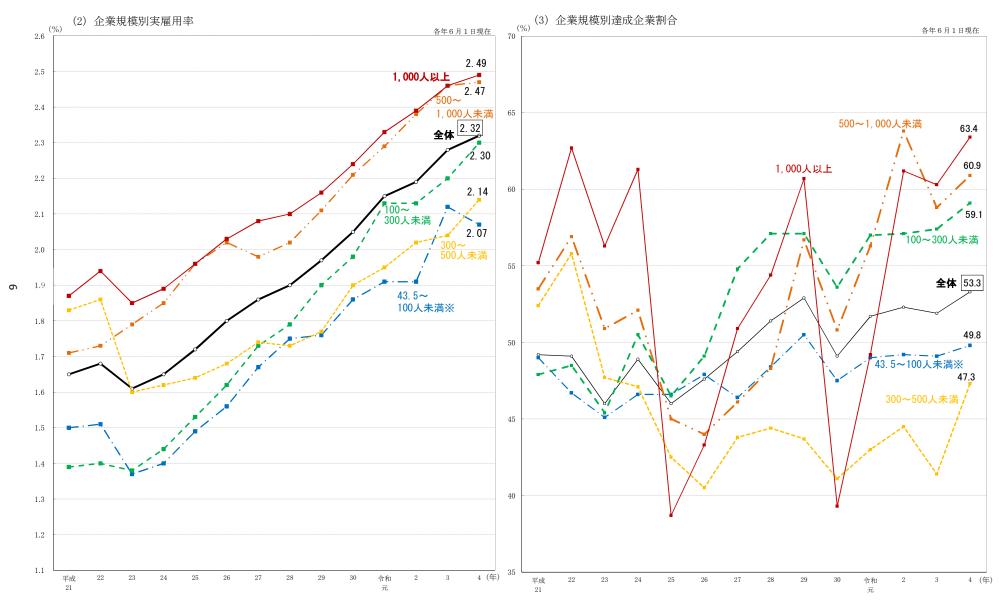
知的障害者である短時間労働者 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

精神障害者である短時間労働者(※)

(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。 ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%、令和3年3月以降は 2.3%となっている



※平成24年までは56~100人未満 ※25年から29年までは50~100人未満 ※30年からは45.5~100人未満 ※令和3年からは43.5~100人未満

※平成24年までは56~100人未満 ※25年から29年までは50~100人未満 ※30年からは45.5~100人未満 ※令和3年からは43.5~100人未満

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の 割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

一般の民間企業 …… 2.3% [2.2%]○ 民間企業 …… (43.5人 [45.5人] 以上規模の企業)

- 特殊法人等 …………………… 2. 6%〔2. 5%〕

- - ※()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならない こととなる企業等の規模である。
 - ※ []内は、令和3年2月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

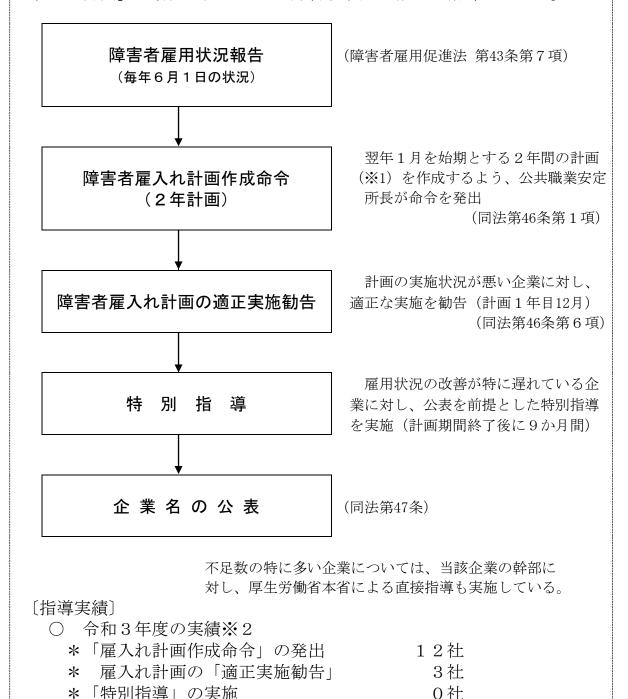
障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は 知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、 1人分としてカウントされる。
 - ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日前より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



- 雇入れ計画を実施中の企業 8社(令和3年度末現在)
- 本県における企業名公表について 本県における厚生労働省による未達成企業の「企業名の公表」は、これ まで、平成17年に実施した1社。

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

※2 平成30年度の障害者不適正計上による公的部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策 として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

民間企業における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%)

静岡労働局職業安定部職業対策課(令和4年6月1日現在)

第1表 障害者雇用の概況

		1	2	3			首の数(人)			4	(5)	6
		企 業 数	法定雇用障害者数の				D、重度以外の身体 障害者及び知的障			実雇用率		法定雇用率達
[区 分			吉石及ひ里度 知的障害者	害者及び重度 知的障害者で	の身体障害 考 知的障害	害者並びに精神障	A×2+B+C+ D×0.5		[3E÷2]	達成企業数	成企業割合
			() () ()		ある短時間労	者及び精神障	害者である短時間 労働者(注5)	D / 0.0	用分	×100 J		
		(社)			働者	害者(注4)	为 菌 石 ()土 3 /			(%)	(社)	(%)
	令 和 4 年	3,149	599,352.0	2,856	481	6,926	1,512	13,875.0	1,177.5	2.32	1,678	53.3
静岡県	対前年増減数	▲ 3	▲ 1,744.0	5	2	140	73	188.5	81.5	0.04	42	1.4
	令 和 3 年	3,152	601,096.0	2,851	479	6,786	1,439	13,686.5	1,096.0	2.28	1,636	51.9
全国	令 和 4 年	107,691	27,281,606.5	125,433	17,969	317,201	55,844	613,958.0	58,855.0	2.25	52,007	48.3
土 当	令 和 3 年	106,924	27,156,780.5	124,508	18,003	304,060	53,414	597,786.0	55,081.0	2.20	50,306	47.0

〔第1表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。 ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
 - ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 障害種別雇用の状況

		① 障害	者の数(人)	2		身体障害	者の数(人)			3		知的	障害者の数()	L)		4		精神障害者	fの数(人)	
区		A.実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④D	害者		C.重度以外の 身体障害者		E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分		B. 重度知的 障害者である 短時間労働 者	C.重度以外の 知的障害者	D、重度以外 の知的障害者 である短時間 労働者	$A \times 2 + B + C$	F. うち新規雇 用分	A.精神障害者	B. 精神障害者 である短時間 労働者		D. 計 A+(B-C)× 0.5+C	E. うち新規雇 用分
	令和4年	11,775	13,875.0	2,221	305	2,698	393	7,641.5	483.5	635	176	2,463	630	4,224.0	356.0	1,457	797	308.0	2,009.5	338.0
静岡県	対前年増減数	220	188.5	4	▲ 11	▲ 20	▲ 29	▲ 37.5	83.5	1	13	166	▲ 21	170.5	16.5	91	26	▲ 97.0	55.5	▲ 18.5
	令和3年	11,555	13,686.5	2,217	316	2,718	422	7,679.0	400.0	634	163	2,297	651	4,053.5	339.5	1,366	771	405.0	1,954.0	356.5
全国	令和4年	516,447	613,958.0	103,362	13,369	128,909	17,531	357,767.5	23,948.0	22,071	4,600	86,372	22,624	146,426.0	13,189.0	85,305	32,304	16,615.0	109,764.5	21,718.0
土国	令和3年	499,985	597,786.0	102,888	13,437	130,917	17,875	359,067.5	22,985.5	21,620	4,566	82,015	21,688	140,665.0	12,845.5	75,197	29,782	15,931.0	98,053.5	19,250.0

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 在1 ①側の「神音中の数」には必めた情及の場合は必ら。 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりゲブルカウントとしている。 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。 4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④C欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
- ①令和元年6月2日以降に採用された者であること ②令和元年6月2日より前に採用された者であること ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

作っ井 保守状可田を渡る (治体型)

7,00X IT II II	番用の概況(規模	1)	(2)	3			障害者の	数(人)		4	(5)	6
規	模	企業数	法定雇用障害者 の算定の基礎と なる労働者数 (人)	_	B.重度身体障害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働者	の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 ままだされ	D、重度以外の	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分(注6)	実雇用率 [③E÷② ×100] (%)	法定雇用率達成企業数	法定雇用 率 達 成 企業割合 (%)
43.5人~	令和4年	1,761	114,107.0	423	140	1,133	483	2,360.5	222.5	2.07	877	49.8
100人未満	令和3年	(1,747)	(113,668.5)	(399)	(133)	(1,209)	(532)	(2,406.0)	(219.5)	(2.12)	(858)	(49.1)
100人~	令和4年	999	153,953.0	684	157	1,764	501	3,539.5	380.0	2.30	590	59.1
300人未満	令和3年	(1,020)	(158,545.5)	(671)	(164)	(1,766)	(443)	(3,493.5)	(311.5)	(2.20)	(585)	(57.4)
300人~	令和4年	203	72,796.5	320	55	778	173	1,559.5	144.0	2.14	96	47.3
500人未満	令和3年	(198)	(70,595.0)	(297)	(64)	(700)	(166)	(1,441.0)	(92.5)	(2.04)	(82)	(41.4)
500人~	令和4年	115	73,865.5	431	54	852	117	1,826.5	113.0	2.47	70	60.9
1000人未満	令和3年	(119)	(76,248.5)	(452)	(48)	(866)	(116)	(1,876.0)	(112.5)	(2.46)	(70)	(58.8)
1,000人以上	令和4年	71	184,630.0	998	75	2,399	238	4,589.0	318.0	2.49	45	63.4
1,000人以上	令和3年	(68)	(182,038.5)	(1,032)	(70)	(2,245)	(182)	(4,470.0)	(360.0)	(2.46)	(41)	(60.3)
合 計	令和4年	3,149	599,352.0	2,856	481	6,926	1,512	13,875.0	1,177.5	2.32	1,678	53.3
「無っまの注)	令和3年	(3,152)	(601,096.0)	(2,851)	(479)	(6,786)	(1,439)	(13,686.5)	(1,096.0)	(2.28)	(1,636)	(51.9)

「第3表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が
- 相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- コンドロース (1997年) (1997
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の人数には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第4表 暗客種別属用の状況(担権別)

		 障害者 	の数(人)	2	ī	身体障害者の数	(人)			3	矢	ロ的障害者の数	7(人)			4	精神障害	害者の数(人)		
規	模	A.実障害者数 ②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	B.算出障害者数 ②E+③E+④D		B. 重度身体障害者である短時間労働者	身体障害者	D、重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者	A×2+B+C	F. うち新規雇 用分	A 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の知 的障害者	D、重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者	A×2+B+C	F. うち新規雇用 分	A.精神障害者	B. 精神障害 者である短時 間労働者	C. Bのうち、(注 6)に該当する 労働者	D. 計 A+(B-C)×0.5 +C	E. うち新規雇用分
43.5人~	令和4年	2,179	2,360.5	311	77	434	107	1,186.5	-	112	63	403	207	793.5	-	213	252	83	380.5	-
100人未満	令和3年	(2,273)	(2,406.0)	(290)	(84)	(466)	(137)	(1,198.5]	(-)	(109)	(49)	(388)	239)	(774.5)	(-)	(223)	(288)	(132)	(433.0)	(-)
100人~	令和4年	3,106	3,539.5	524	101	708	126	1,920.0	-	160	56	600	209	1,080.5	-	360	262	96	539.0	-
300人未満	令和3年	(3,044)	(3,493.5)	(512)	(98)	(748)	(127)	(1,933.5)	(–)	(159)	(66)	(585)	205)	(1,071.5)	(-)	(311)	(233)	(122)	(488.5)	(-)
300人~	令和4年	1,326	1,559.5	257	36	313	53	889.5	-	63	19	270	75	452.5	-	156	84	39	217.5	-
500人未満	令和3年	(1,227)	1,441.0)	(238)	(48)	(284)	(59)	(837.5	(–)	(59)	(16)	(240)	75)	(411.5)	(-)	(130)	(78)	(46)	(192.0)	(-)
500人~	令和4年	1,454	1,826.5	320	33	318	42	1,012.0	-	111	21	324	48	591.0	-	191	46	19	223.5	-
000人未満	令和3年	(1,482)	(1,876.0)	(334)	(29)	(359)	(45)	(1,078.5)	(–)	(118)	(19)	(302)	48)	(581.0)	(-	(189	(39	(16)	(216.5)	(-)
,000人以上	令和4年	3,710	4,589.0	809	58	925	65	2,633.5	-	189	17	866	91	1,306.5	-	537	153	71	649.0	-
,000人以上	令和3年	(3,529)	(4,470.0)	(843)	(57)	(861)	(54)	(2,631.0)	(-)	(189)	(13)	(782)	84)	(1,215.0)	(-)	(513)	(133)	(89)	(624.0)	(-)
合 計	令和4年	11,775	13,875.0	2,221	305	2,698	393	7,641.5	483.5	635	176	2,463	630	4,224.0	356.0	1,457	797	308	2,009.5	338.0
ы n1	令和3年	(11,555)	(13,686.5)	(2,217)	(316)	(2,718)	(422)	(7,679.0	(400.0)	(634)	(163)	(2,297)	(651)	(4,053.5)	(339.5)	(1,366)	(771)	(405)	(1,954.0)	(356.5)

〔第4表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 2 ②③ IMP 重反び、100 日に 3・2 (1995) 日に 3・2 (19
- 5 ①C欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
- ①令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第5表 障害者雇用の概況(産業別)

	3DAX	障害者雇用の概念	元(座美別)										
Г			1	2	3			当の数(人)			4	5	6
l		- A	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎とな	A.重度身体障 害者及び重度		C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外の身体 障害者及び知的障	E. 計 A×2+B+C	こ シナ 虻 坦恵	実雇用率	法定雇用率	法定雇用率達 成企業割合
l		区分			知的障害者	知的障害者で	者、知的障害	害者並びに精神障 害者である短時間	+D×0.5	F. うち新規雇 用分	[③E÷② ×100]	達成企業数	从正来 的日
l			(社)			ある短時間労	者及び精神障	労働者(注5)			(%)	(社)	(%)
⊢			9	854.5	9	<u>働者</u> 2	<u>害者(注4)</u> 15	7	38.5	0.0	4.51	5	55.6
A٠١	В	農、林、漁業		I							1 .		
-		A 1 .00. 1=00.	(8)	(808.5)	(8)	0	(16)	0 (9)			(4.76) 1.52	(6)	(75.0) 50.0
c		鉱業、採石業、 砂利採取業	2	132.0		I -		T .	2.0	0.0	1	1	
<u> </u>		沙竹外林木	(2)	(131.5)	(0)	(0)	(1)	1, -,	, ,		(0.76)	(1)	(50.0)
Þ		建設業	121	15,026.0	77	10	149	20	323.0	28.5	2.15	63	52.1
⊢			(118)	(14,692.5)	(79)		(136)	<u> </u>		· · ·	(2.12)		(55.9)
E		製造業	1,131	244,545.0	1,271	67	2,870	160	5,559.0	363.5	2.27	649	57.4
Ι,			(1,132)	(246,443.0)	(1,253)	(70)	(2,749)	-		<u> </u>	(2.19)	(622)	(54.9)
	9.10	食料品・たばこ	153	25,044.0	98	14	311	52	547.0	60.5	2.18	85	55.6
			(156)	(25,215.0)	(97)	(18)	(293)	-		· · · · ·	(2.11)	(79)	(50.6)
	11	繊維工業	14	1,227.5	5	1.	11	3	23.5	1.0	1.91	8	57.1
			(13)	(1,135.0)	(2)		(14)	+ ' - '			(1.72)	(6)	(46.2)
	12.13	木材·家具	23	2,004.0	6	1	31	0	44.0	6.0	2.20	16	69.6
			(22)	(1,774.0)	(6)	(3)	(22)	+	-		(2.09)	(13)	(59.1)
	14.15	パルプ・紙・印刷	110	15,164.0	63	2	168	10	301.0	24.0	1.98	66	60.0
		124 1744	(112)	(15,563.0)	(55)	(3)	(183)	· · ·	(299.5)	(15.5)	(1.92)	(62)	(55.4)
	16~18	3 化学工業	108	14,816.5	65	4	149	12	289.0	17.5	1.95	55	50.9
			(107)	(14,977.0)	(58)	(4)	(157)	(13)	(283.5)	(20.5)	(1.89)	(55)	(51.4)
	21	窯業·土石	9	1,346.0	4	0	16	0	24.0	1.0	1.78	4	44.4
		*** T-11	(10)	(1,492.5)	(4)	(0)	(20)	(0)	(28.0)	(4.0)	(1.88)	(5)	(50.0)
	22	鉄鋼	9	1,625.0	7	0	28	2	43.0	1.0	2.65	5	55.6
	22	東 人到門	(7)	(1,508.0)	(6)	(0	(23)	(0)	(35.0)	(3.0)	(2.32)	(3)	(42.9)
H	23	非鉄金属	18	5,769.0	24	3	64	0	115.0	5.0	1.99	9	50.0
	23	非	(18)	(5,854.0)	(26)	(0)	(60)	(0)	(112.0)	(3.0)	(1.91)	(7)	(38.9)
H		A E 41 D	92	8,617.0	56	4	134	5	252.5	10.0	2.93	62	67.4
	24	金属製品	(88)	(8,169.0)	(55)	(4)	(128))(7)	(245.5)	(8.0)	(3.01)	(60)	(68.2)
H		W.I-b	102	32,207.5	183	10	390	14	773.0	44.0	2.40	64	62.7
	29	電気機械	(96)	(31,847.0)	(184)	(8)	(357)	(14)	(740.0)	(37.5)	(2.32)	(58)	(60.4)
	25~	7 - N W I-	390	114.679.0	657	23	1,304	46	2.664.0	158.5	2.32	218	55.9
	27. 30.31	その他機械	(398)	(118,195.5)	(658)	(23)	(1,271)				(2.22)	(216)	(54.3)
	19.20.		103	22.045.5	103	5	264	16	483.0	35.0	2.19	57	55.3
	28.32	その他製造業	(105)	(20,713.0)	(102)	(6)	(221)	(15)	(438.5)	(27.0)	(2.12)	(58)	(55.2)
Г		電気·ガス・	10	3.533.5	20	1	26	3	68.5	3.0	1.94	4	40.0
F		熱供給·水道業	(9)	(3,432.0)	(22)	(1)	(29)			(0.0)	(2.20)	(4)	(44.4)
H			70	11,122.0	50	0	73	4	175.0	15.5	1.57	25	35.7
G		情報通信業	(70)	(11,168.5)	(51)		(65)				(1.51)	(22)	(31.4)
⊢			251	37,466.5	148	18	501	66	848.0	68.5	2.26	132	52.6
Н		運輸業、郵便業	(247)	(39,485.0)	(178)	(24)	(489)				(2.29)	(129)	(52.2)
⊢			403	84,518.0	325	66	878	221	1,704.5	144.5	2.02	161	40.0
l _I		卸売業、小売業	(412)	(84,591.5)	(316)	(58)	(881)	173	(1,657.5)	(150.0)	(1.96)	(166)	(40.3)
\vdash			31	18,310.5	120	8	195	9	447.5	25.0	2.44	21	67.7
J		金融業、保険業	(30)	(18,580.0)		_		_			1		
┢		不動産業、	39	10.301.0	27	4	119	11	182.5	49.5	1.77	14	35.9
K		かい か品賃貸業	(40)	(10,483.0)	(26)		(99)				(1.51)	(12)	(30.0)
\vdash		学術研究、	44	6,163.5	23	1	52	3	100.5	5.5	1.63	14	31.8
ľ		専門・技術サービス	(45)	(6,205.0)	(21)		(52)				(1.55)	(12)	(26.7)
\vdash		宿泊業、	90	11.599.0	41	14	111	57	235.5	19.0	2.03	51	56.7
м		伯冶耒、 飲食サービス	(94)	(11,674.5)	(37)						(2.01)	(48)	(51.1)
\vdash		生活関連サービス、	84	10,496.0	82	8	141	54	340.0	12.0	3.24	45	53.6
N		生活関連サーロス、 娯楽業	(86)	(10,844.5)	(83	(8)	(153)				(3.26)	(46)	(53.5)
 			61	8.567.0	40	6	68	17	162.5	24.5	1.90	30	49.2
0		教育、学習支援業	(55)	(8,188.0)	(38)		(64)				(1.86)	(26)	49.2 (47.3)
\vdash			461	80.874.5	381	220	1.187	775	2.556.5	272.0		294	63.8
Р		医療、福祉		,							3.16		
\vdash			(455)	(79,564.5)	(376)		(1,250)	-	1		(3.27)		(63.7)
Q		複合サービス事業	24	9,365.0	45	4	82	3	177.5	16.5	1.90	9	37.5
<u> </u>			(32)	(9,369.0)	(44)	•	(68	(4)	-			(11)	
R		サービス業	318	46,478.0	197	52	457	102	954.0	130.0	2.05	160	50.3
<u> — </u>			(317)	(45,435.0)	(199)		(419)	-	i		(2.04)	(157)	(49.5)
l		合計	3,149	599,352.0	2,856	481	6,926	1,512	13,875.0	1,177.5	2.32	1,678	53.3
پيا	·		(3,152)	(601,096.0)	(2,851)	(479)	(6,786)	1,439	(13,686.5)	(1,096.0)	(2.28)	(1,636)	(51.9)
1第	い表の	注〕 第1表と同じ											

13

第6表 障害種別雇用の状況(産業別)

			者の数(人)	2			章害者の数(人			3		知的	障害者の数	(人)		4		精神障害者	の数(人)	
	ľ		B.算出障害者数	A.重度身体障	B. 重度身体	C.重度以外の	D、重度以外	E. 計			B. 重度知的	C.重度以外の [D、重度以外	E. 計		A.精神障害者	B. 精神障害者		D. 計	
[2	区分	②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	2E+3E+4D	害者	障害者である 短時間労働者	身体障害者	の身体障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間労働 者	7	が知的障害者 である短時間 労働者	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分		である短時間労働者	C. Bのうち、 (注5)に該当 する労働者	A+(B-C) × 0.5+C	E. うち新規雇 用分
В	農、林、漁業	33 (35)	38.5 (38.5)	(3)	2 2)	(4)	(2)	11.0 (13.0)	(-)	6 5)	(0)	(9)(1	22.5) (19.5	(-)	(3)	(6)	(0)	5.0 (6.0)) (-
;	鉱業、採石業 砂利採取業	2 (1)	(1.0)	(0)	0	(0)	(0)	1.0 (0.0)	(-)	0	(0)	(0)(0	0.0	(-)	(0)	1 (1)	(1)	1.0 (1.0)	-
	建設業	256 (241)	323.0 (312.0)	73	10	60	5 (6)	218.5	(-	4 3	0	26	8	38.0	(-)	(43)	21	14	66.5	-
,	製造業	4,368 (4.216)	5,559.0 (5,397.0)	936	44	1,132	59 (65)	3,077.5 (3.046.5)	(-	335	23	1,161	59 52	1,883.5 (1.810.0)	(-)	559	60 (54)	18 (27)	598.0 (540.5)	T
9.10	食料品・たばこ	475 (460)	547.0 (531.0)	64 (59)	9 (15)	95	17 (23)	240.5 (234.5)	-	34	5 (3)	180	21	263.5 (259.0)	(-)	30	20	6 (2)	43.0 (37.5)	-
11	繊維工業	20	23.5	5 (2)	1	5 (7)	0 (0)	16.0	-	0	0	5 (6)(1 0	5.5	(-)	(0)	3 (2)	1 (1)	2.0	-
12.13	木材·家具	38	44.0	6	1 1 3)	18	0	31.0	-	0	0	9	0	9.0	-	4	0	0	4.0	-
14.15	パルプ・紙・印刷	243	37.0)	(6) 45	1	90	7	(29.0) 184.5	-	18	1	51	2	89.0		27	(0)	(0)	27.5	-
16~18	8 化学工業	230	(299.5) 289.0	(40)	2	(98)	6	(182.5) 132.0		26	2	63	4	119.0	(-)	36	3	(0)	38.0) (-
21	窯業・土石	232)	(283.5) 24.0	(32)	0 (2	(63)	0	(132.0) 15.0		0 (26)	0	(59) (0	(115.5) 4.0	(-)	5	0	(5)	5.0) (-
22	鉄鋼	(24) 37	(28.0) 43.0	5	0	15	(0)	(18.0) 25.0	-	2	0	7	1	11.5	(-)	5	2	(0)	(6.0) 6.5	-
23	非鉄金属	(<u>29</u>) 91	(35.0) 115.0	19	3	(11)	0 0	(19.0) 72.0	(-)	5	0	25	0	35.0	(-)	(4)	0	(0)	(4.0) 8.0	-
24	金属製品	(86) 199	(112.0) 252.5	(21)	3	(32)	(0)	(74.0) 99.5	(-)	26	(0)	83	4	138.0	(-)	(6) 15	(0)	(0)	(6.0) 15.0	(-
29		(194) 597	(245.5) 773.0	(<u>28</u>)	7	(39) 154	(1)	(99.5) 430.0	(-)	50	(0)	(76) (154	<u>5</u>	259.0	(-)	(12) 79	7	(1)	(13.5) 84.0) (– –
25~27.	電気機械器具	(563) 2.030	(740.0) 2.664.0	(136) 501	13	(148) 525	(3)	(426.5) 1.548.0	(-)	(48) 156	(3)	(141) (14	243.0) 822.0	(-)	(65) 282	(8)	(3)	(70.5) 294.0	(-
30.31 19.20.	その他機械	(1,987)	(2,627.5) 483.0	(497) 85	(14)	(509)	(19)	(1,526.5) 284.0	(-)	(161)	(9)	(483) ((10)	819.0) 128.0	(-)	(267)	(18)	(12)	(282.0) 71.0) (
28.32	その他製造業 電気・ガス	(344)	(438.5) 68.5	(89) 20	5)	(106) 19	(8)	(293.0) 60.5	(-)	(13)	(1)	(70) (5	99.5)	(-)	(42)	(5)	(3)	(46.0) 7.0) (–
	熱供給·水道業	(<u>55</u>)	(75.5) 175.0	(<u>22</u>) 49	0	(18)	(2)	(64.0)	(-)	0 0	(0)	(1)(1 0	1.5)	(-)	(8)	(2)	(2)	(10.0)	(-
ı	情報通信業	(119)	(168.5)	(50)	(0)	(34)	(3)	135.5 (135.5)	(-)	(i)	0)	5 (5) (28	7.0	(-)	(23)	(3)	(3)	32.5 (26.0)) (-
	運輸業、郵便業	733 (765)	848.0 (906.0)	129 (158)	13 (20)	234 (225)	22 (28)	516.0 (575.0)	(-)	19 (20)	5 (4)	140 (125) (31	197.0 (184.5)	(-)	105 (121)	38 (33)	22 (18)	135.0 (146.5)	(–
	卸売業、小売業	1,490 (1,428)	1,704.5 (1,657.5)	252 (239)	53 (44)	295 (307)	76 (64)	890.0 (861.0)	(-)	73	13 (14)	372 (339) (87 80	574.5 (547.0)	(-)	174 (177)	95 (87)	37 (58)	240.0 (249.5)) (-
	金融業、保険業	332 (333)	447.5 (449.0)	114 (114)	8 8)	129 (130)	5 (6)	367.5 (369.0)	(-)	6 6	(0)	29 (28)	1	41.5 (40.5)	(-)	29 (32)	(8)	(8 7)	38.5 (39.5)) (-
	不動産業、 物品賃貸業	161 (138)	182.5 (158.0)	27 (25)	3 0)	52 (39)	5 (5)	111.5 (91.5)	(-)	0 (1)	(1)	(38)	2	36.0 (41.5)	(-)	30 (21)	(7)	(1)	35.0 (25.0)) (–
	子術研究、専門・技術サービス	79 (76)	100.5 (96.0)	20 (18)	1 1)	18 (22)	(0)	59.0 (59.0)	_ (-)	3 (3)	(0)	(9 (1	17.5) (15.5)	(-)	21 (19)	(3)	2 (2	24.0 (21.5)	
1	宿泊業、 飲食サービス	223 (220)	235.5 (235.0)	32 (29)	11 (16)	34 (39)	16 (17)	117.0 (121.5)	- (-)	9 (8)	3 (5)	46 (51) (30 24	82.0 84.0)	(-)	24 (20)	18 (11)	7 (8)	36.5 (29.5)	- (
	生活関連サービ ス、娯楽業	285 (297)	340.0 (353.5)	26 (22)	3 (5)	27	8 (9)	86.0 (86.5)	(-)	56 (61)	5 (3)	92 (92) (29 30	223.5	(-)	16 (18)	23 (24)	6 (10)	30.5 (35.0)	- (
	教育、 学習支援業	131	162.5 (152.5)	35 (33)	6 4)	(31)	5 (8)	109.5 (105.0)	(-	5 (5)	(0)	(9)(2 3	22.0	(-)	(11)	16	6 (13)	31.0	-
	医療、福祉	2.563	2,556.5 (2,598.0)	283	107	365	127	1,101.5 (1.136.0)		98	113	398	359 389	886.5 (863.5)	(-)	255	458 (459)	169 (226)	568.5 (598.5)	-
	複合サービス 事業	134	177.5 (162.0)	40	4 4	39 (35)	2	124.0 (120.0)	-	5	0	25	1	35.5 26.5)	-	16	2 (2)	2	18.0	-
	サービス業	808	954.0 (926.5)	182	39	224	57	655.5 (666.5)	-	15	13	102	22	156.0		123	31 (39)	8 (19)	142.5	-
	숨 함	(783) 11,775 (11,555)	13,875.0 (13,686.5)	2,221 (2.217)	305 (316)	2,698 (2,718)	393	7,641.5 (7.679.0)	483.5 (400.0)	635	176	2,463 (2,297) (630 651	4,224.0 (4,053.5)	356.0 (339.5)	1,457 (1,366)	797 (771)	308 (405)	2,009.5 (1.954.0)	338.0

【 〔第6表の注〕第4表と同じ

第7表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率	2			不	足 数				③障害者の
区分	未達成企業の数	0.5人又は1人	1. 5人又は2人	2. 5人又は3人	3. 5人又は4人	4. 5人以上 9人以下	9. 5人以上 20人以下	20. 5人以上 50人以下	50. 5人以上	数が0人で ある企業数
43.5人~	884	812	72	0	0	0	0	0	0	803
100人未満	(100.0%)	(91.9%)	(8.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(90.8%)
100人~	409	191	171	36	9	2	0	0	0	84
300人未満	(100.0%)	(46.7%)	(41.8%)	(8.8%)	(2.2%)	(0.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(20.5%)
300人~	107	23	29	28	17	10	0	0	0	0
500人未満	(100.0%)	(21.5%)	(27.1%)	(26.2%)	(15.9%)	(9.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
500人~	45	15	11	9	6	4	0	0	0	0
1000人未満	(100.0%)	(33.3%)	(24.4%)	(20.0%)	(13.3%)	(8.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
1,000人以上	26	7	2	3	5	5	1	3	0	0
1,000人以上	(100.0%)	(26.9%)	(7.7%)	(11.5%)	(19.2%)	(19.2%)	(3.8%)	(11.5%)	(0.0%)	(0.0%)
合 計	1,471	1,048	285	76	37	21	1	3	0	887
	(100.0%)	(71.2%)	(19.4%)	(5.2%)	(2.5%)	(1.4%)	(0.1%)	(0.2%)	(0.0%)	(60.3%)

〔第7表の注〕

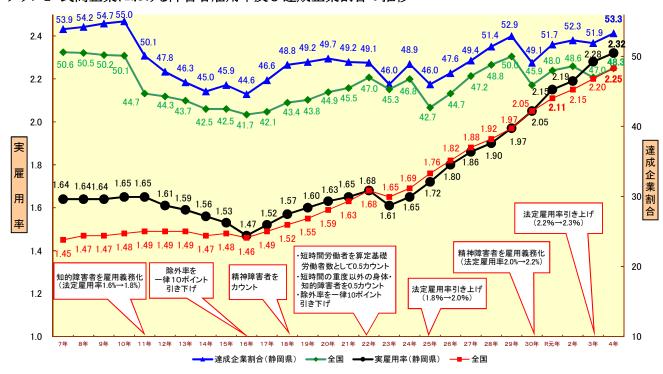
注1 上段は企業数、下段の()内は当該企業規模階級内における構成比。

² ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(各年6月1日現在)

調査年		静岡県			全 国		法定雇用率
问 工工	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	障害者数(人)	実雇用率(%)	達成割合(%)	(対象企業規模)
平成7 年	6,485	1.64	53.9	247,077	1.45	50.6	
8 年	6,427	1.64	54.2	247,982	1.47	50.5	1. 6%
9 年	6,493	1.64	54.7	250,030	1.47	50.2	(63人以上規模)
10 年	6,490	1.65	55.0	251,443	1.48	50.1	
11 年	6,593	1.65	50.1	254,562	1.49	44.7	
12 年	6,304	1.61	47.8	252,836	1.49	44.3	
13 年	6,351	1.59	46.3	252,870	1.49	43.7	
14 年	6,177	1.56	45.0	246,284	1.47	42.5	
15 年	6,063	1.53	45.9	247,093	1.48	42.5	
16 年	6,245	1.47	44.6	257,939	1.46	41.7	
17 年	6,586	1.52	46.6	269,066	1.49	42.1	1. 8%
18 年	7,004	1.57	48.8	283,751	1.52	43.4	(56人以上規模)
19 年	7,527.5	1.60	49.2	302,716.0	1.55	43.8	
20 年	7,998.0	1.63	49.7	325,603.0	1.59	44.9	
21 年	7,937.0	1.65	49.2	332,811.5	1.63	45.5	
22 年	8,029.5	1.68	49.1	342,973.5	1.68	47.0	
23 年	8,269.0	1.61	46.0	366,199.0	1.65	45.3	
24 年	8,574.5	1.65	48.9	382,363.5	1.69	46.8	
25 年	9,166.5	1.72	46.0	408,947.5	1.76	42.7	
26 年	9,587.5	1.80	47.6	431,225.5	1.82	44.7	
27 年	10,021.5	1.86	49.4	453,133.5	1.88	47.2	2.0% (50人以上規模)
28 年	10,395.0	1.90	51.4	474,374.0	1.92	48.8	(00)()()()()()()()()()()()()()()()()()(
29 年	10,962.0	1.97	52.9	495,795.0	1.97	50.0	
30 年	11,741.0	2.05	49.1	534,769.5	2.05	45.9	
令和元 年	12,536.5	2.15	51.7	560,608.5	2.11	48.0	2. 2% (45.5人以上規模)
2年	12,801.5	2.19	52.3	578,292.0	2.15	48.6	
3年	13,686.5	2.28	51.9	597,786.0	2.20	47.0	2. 3%
4年	13,875.0	2.32	53.3	613,958.0	2.25	48.3	(43.5人以上規模)

グラフ1 民間企業における障害者雇用率及び達成企業割合の推移



第9表 都道府県別の実雇用率等の状況

都道府県別の状況は、企業の主たる事務所 (特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所) が所在する都道府県において、集計したものである。

松光中旧石		実 原	星 用 率	(%)		ì	法定雇用率	率達成企業 <i>の</i>)割合 (%	₀)
都道府県名	令和4年	順位	令和3年	順 位	対前年増減	令和4年	順位	令和3年	順位	対前年増減
全 国	2. 25		2. 20	/	0.05	48.3		47.0		1.3
北海道	2.44	15	2. 37	17	0.07	51.3	36	50. 1	36	1.2
青森県	2.41	18	2.36	19	0.05	55.0	27	53.6	28	1.4
岩手県	2.38	20	2.37	17	0.01	58. 9	15	58.8	14	0.1
宮城県	2. 21	38	2. 21	32	0.00	50. 2	39	50.7	34	▲ 0.5
秋田県	2. 29	31	2.21	32	0.08	62.0	8	59. 7	13	2.3
山形県	2. 18	45	2.11	46	0.07	54. 3	29	50.5	35	3.8
福島県	2. 19	43	2.14	43	0.05	54. 3	29	53.0	30	1.3
茨城県	2.20	40	2. 17	39	0.03	49.8	41	49.3	39	0.5
栃木県	2.38	20	2. 26	28	0.12	56.8	22	54. 4	25	2. 4
群馬県	2.21	38	2. 19	37	0.02	54. 3	29	55. 1	22	▲ 0.8
埼玉県	2.37	24	2.32	22	0.05	48.8	43	47.8	43	1.0
千葉県	2.22	37	2. 15	42	0.07	50. 2	39	49.0	40	1.2
東京都	2.14	47	2.09	47	0.05	32. 5	47	30.9	47	1.6
神奈川県	2. 20	40	2. 16	40	0.04	45.8	45	44.6	45	1.2
新潟県	2. 23	36	2.20	36	0.03	57. 2	21	56.6	19	0.6
富山県	2.24	35	2. 18	38	0.06	55. 9	25	54. 1	26	1.8
石川県	2.37	24	2.45	14	▲ 0.08	54. 4	28	53.4	29	1.0
福井県	2.48	12	2.53	11	▲ 0.05	58. 2	18	57.6	15	0.6
山梨県	2. 20	40	2. 16	40	0.04	58.6	16	57.3	16	1.3
長野県	2. 32	28	2. 29	24	0.03	58. 1	19	56.8	18	1.3
岐阜県	2. 35	26	2. 25	30	0.10	55. 1	26	54.8	23	0.3
静岡県	2. 32	28	2. 28	26	0.04	53. 3	33	51.9	31	1.4
愛知県	2. 19	43	2. 14	43	0.05	48.6	44	46. 5	44	2. 1
三重県	2. 42	16	2. 36	19	0.06	59. 1	14	56. 9	17	2. 2
滋賀県	2. 46	14	2. 33	21	0.13	58. 6	16	54. 0	27	4.6
京都府	2. 31	30	2. 28	26	0.03	52. 1	34	50. 9	33	1.2
大阪府	2. 25	34	2. 21	32	0.04	44.6	46	43.0	46	1.6
兵庫県	2. 28	33	2. 25	30	0.03	50. 5	38	49. 5	38	1.0
奈良県	2. 91	2	2.88	1	0.03	64. 1	3	61. 5	5	2.6
和歌山県	2. 54	9	2. 49	12	0.05	63. 0	4	61. 1	8	1.9
鳥取県	2. 39	19	2. 43	15	▲ 0.04	60. 3	12	60. 1	11	0.2
島根県	2. 69	5	2. 67	4	0.02	67. 6	1	68. 0	1	▲ 0.4
岡山県	2. 54	9	2. 54	9	0.00	54. 3	29	51. 1	32	3. 2
広島県	2. 38	20	2. 30	23	0.08	49. 5	42	48. 0	42	1. 5
山口県	2. 68	6	2. 60	6	0.08	56. 6	23	56. 3	21	0.3
徳島県	2. 34	27	2. 26	28	0.08	61. 3	10	60. 2	10	1. 1
香川県	2. 16	46	2. 14	43	0.02	56. 0	24	54. 6	24	1. 4
愛媛県	2. 38	20	2. 29	24	0.09	51. 9	35	48. 9	41	3. 0
高知県	2. 42	16	2. 55	8	▲ 0.13	62. 3	7	61. 2	6	1. 1
福岡県	2. 29	31	2. 21	32	0.08	50.8	37	49. 9	37	0. 9
佐賀県	2. 76	4	2. 70	3	0.06	66. 6	2	65. 0	2	1.6
長崎県	2.80	3	2. 64	5	0. 16	62. 4	6	59. 9	12	2. 5
熊本県	2. 47	13	2. 41	16	0.06	57. 3	20	56. 5	20	0.8
大分県	2. 61	7	2. 59	7	0.02	61. 5	9	61. 2	6	0.3
宮崎県	2. 57	8	2. 47	13	0.10	63. 0	4	61. 9	3	1. 1
鹿児島県	2. 53	11	2. 54	10	▲ 0.01	59.8	13	61.6	4	▲ 1.8
沖縄県	2. 97	1	2.86	2	0.11	61.0	11	60.9	9	0. 1

Ⅱ 地方公共団体等における障害者の雇用状況

① 県機関(法定雇用率2.6%)

第10表 概況

70-02	MEDE										
	1	2	3			障害者の数	数(人)	_	4	⑤	6
	機関数	法定雇用障害者の			C. 重度以外	D、重度以外の 身体障害者及			実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分		算定の基礎となる 職員数	障害者及び 重度知的障		の身体障害 者、知的障	び知的障害者並びに精神障	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用	3E÷2	達成機関数	率 達 成
			害者	害者である	害者及び精	害者である短時		分	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		短時間勤務 職員	神障害者	間勤務職員(注 5)			(%)	(機関)	(%)
静岡県	3	8,243.0	58	7	98	3	222.5	10.0	2.70	3	100.0
肝凹木	(3)	(8,167.0)	(61)	(8)	(98)	(3)	(229.5	32.0	(2.81)	(3)	(100.0)
全 国	164	363,592.0	2,547	298	4,744	546	10,409.0	975.5	2.86	153	93.3
- =	(160)	(361,308.0)	(2,535)	(325)	(4,489)	(519)	(10,143.5)	(1057.0)	(2.81)	(143)	(89.4)

〔第10表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率 を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以 外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウント している。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
 - ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7()内は令和3年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和4年11月30日時点の集計結果に基づき作成した。

第11表 障害種別在職状況

	① 障害:	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人)			3		知的障害者	fの数(人)			4	3	精神障害者の数(人)	
	A.実障害者数 ②(A+B+C+D)	B.算出障害者数	A.重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者であ		の身体障害	E. 計 A×2+B+C	F. うち新規雇用	A.重度知的障 害者	障害者である		知的障害者で	A×2+B+	F. うち新規	A.精神障害 者	B. 精神障 害者である[D. 計 C. Bのう A+(B-C)	E. うち新規雇用
	+3 (A+B+C+D) +4(A+B)	2E+3E+4D		る短時間勤 務職員	者	者である短時 間勤務職員	+D×0.5	分		短時間勤務職 員		ある短時間勤 務職員	C+D×0.5	雇用分			o. (注5) ち、(注5) に該当する 職員	分
静岡県	166	222.5	58	7	57	3	181.5	5.0	0	0	9	0	9.0	0.0	32	0	0 32.0	5.0
所叫大	(170)	(229.5)	(61)	(8)	(58)	(3)	(189.5)	(9.0)	(0)	(0)	(12)	(0)	(12.0	(4.0)	(28)	(0)	(0)(28.0)	(19.0)
全 国	8,135	10,409.0	2,539	295	2,904	413	8,483.5	485.0	8	3	205	77	262.5	78.5	1,432	259	203 1,663.0	412.0
_ = =	(7,868)	(10,143.5)	(2,528)	(323)	(2,881)	(408)	(8464.0)	(552.5)	(7))(2)	(191)	(67)	(240.5)	(59.0)	(1,201)	(260)	(216) (1,439.0)	(445.5)

〔第11表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のA、【欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
 - ①令和元年6月2日以降に採用された者であること
 - ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。
 - なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和4年11月30日時点の集計結果に基づき作成した。

② 市町等機関(法定雇用率2.6%)

第12表 概況

	1	2	3			障害者の数			4	⑤	6
	機関数	法定雇用障害者の 算定の基礎となる	A.重度身体 障害者及び	B.重度身体 除宝者及び	C. 重度以外 の身体障害	D、重度以外の 身体障害者及	E. 計 A×2+B+C		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分		競員数	重度知的障	重度知的障	者、知的障	び知的障害者並びに精神障	+D×0.5	F. うち新規雇用	[3E÷2]	達成機関数	率 達 成
				害者である 短時間勤務	害者及び精 神障害者	害者である短時間勤務職員(注		分	× 100 J		機関割合
	(機関)	(人)		職員	(注4)	5)			(%)	(機関)	(%)
静岡県	47	37,738.0	237	16	446	24	948.0	119.0	2.51	32	68.1
H1.1m1.7K	(47)	(37,424.5)	(237)	(14)	(439)	(19)	(936.5)	141.0)	(2.50)	(35)	(74.5)
全 国	2,462	1,341,687.5	8,239	644	16,787	1,253	34,535.5	3,193.5	2.57	1,846	75.0
土田	(2,477)	(1,329,895.5)	(8,133)	(644)	(15,867)	(1,185)	(33,369.5)	(3,651.5)	(2.51)	(1,763)	(71.2)

[第12表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率 を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7()内は令和3年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和4年11月30日時点の集計結果に基づき作成した。

第13表 障害種別在職状況

	① 障害:	者の数(人)	2		身体障	害者の数(人)			3		知的障害者	fの数(人)			4		精神障害者の)数(人)	
1		B.算出障害者数	A.重度身体 障害者	B. 重度身体 障害者であ	C.重度以外 の身体障害	D. 重度以外 の身体障害	E. 計 A×2+B+C			B. 重度知的 障害者である	C.重度以外の 知的暗宝者	D. 重度以外の 知的障害者で			A.精神障害	B. 精神障	D.	計 +(B-C)	
区分 	②(A+B+C+D) +③ (A+B+C+D) +④(A+B)	2E+3E+4D	牌吉 伯	降音句である短時間勤 務職員	者		+D×0.5	F. うち新規雇用 分	古伯	短時間勤務職員			C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	1		C. Bのう ち、(注5) に該当する 職員	0.5+C	E. うち新規雇用 分
静岡県	723	948.0	228	16	262	16	742.0	77.5	9	0	40	4	60.0	5.0	132	16	12	146.0	36.5
肝岡朱	(709)	(936.5)	(228)	(14)	(273)	(11)	(748.5)	(85.0)	(9)	(0)	(38)	(3)	(57.5)	(5.5)	(117)) (16)	(11)(130.5)	(50.5)
全 国	26,923	34,535.5	8,142	597	10,228	856	27,537.0	1,754.0	97	47	1,082	219	1,432.5	256.5	4,897	758	580	5,566.0	1,183.0
1 - =	(25,829 →	33,369.5	⊂ 8,043 →	< 595 →	⊂10,176 →	< 832 →	< 27,273.0 →	< 2,021.0 →	(90)	(49 ∋	985)	(219)	€ 1,323.5	299.5 →	< 4,188 →	652 →	⊂ 518∋ ⊂	4,773.0	(1,331.0)

〔第13表の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
 - ①令和元年6月2日以降に採用された者であること
 - ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和4年11月30日時点の集計結果に基づき作成した。

③ 県等の教育委員会(法定雇用率2.5%)

第14表 概況

	1	2	3			障害者の数			4	5	6
	機関数	法定雇用障害者の 算定の基礎となる	A.重度身体 障害者及び	B.重度身体 陪宝者 P.パ	C. 重度以 外の身体障	D、重度以外の 身体障害者及	AVSTRIC		実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分				重度知的障	害者、知的	び知的障害者並びに精神障	+D×0.5	F. うち新規雇用	3E÷2	達成機関数	率 達 成
			害者	害者である 短時間勤務	障害者及び 精神障害者	書者である短時 間勤務職員(注		分	× 100		機関割合
	(機関)	(人)		職員	(注4)	回勤務城員(注 5)			(%)	(機関)	(%)
静岡県	4	23,544.5	105	4	233	8	451.0	66.0	1.92	2	50.0
門門木	(4)	(23,789.0)	(103)	(5)	(229)	(9)	(444.5)	(59.0)	(1.87)	(1)	(25.0)
全 国	95	726,284.5	3,894	247	8,197	538	16,501.0	2,337.5	2.27	58	61.1
T E	(99)	(729,403.5)	(3,902)	(241)	(7,820)	(483)	(16,106.5)	(2,707.5)	(2.21)	(50)	(50.5)

〔第14表の注〕第10表と同じ

第15表 障害種別在職状況

	 章害 	者の数(人)	2		身体障害	害者の数(人)			3		知的障害者				4	[‡]	青神障害者	の数(人)	
	A.実障害者数	B.算出障害者数		B. 重度身体	C.重度以外	D. 重度以外	E. 計		A.重度知的障			D. 重度以外の	E. 計		A.精神障害	B. 精神障		D. 計	
区分	②(A+B+C+D) +③(A+B+C+D) +④(A+B)	②E+③E+④D	障害者	障害者である短時間勤 務職員	者	の身体障害者である短時間勤務職員	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用 分	害者	障害者である 短時間勤務職 員		知的障害者であ る短時間勤務職 員	A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分	首		C. Bのう ち、(注5) に該当する 職員	A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規雇 用分
静岡県	350	451.0	103	4	124	7	337.5	34.0	2	0	38.0	0	42.0	14.0	68.0	4.0	3.0	71.5	18.0
門門不	(346)	444.5	⊂ 101 ⊃	(5)	□ 138 →	(7)	348.5	(30.0 ⊃	(2)	(0)	(25.0)	(1)	29.5	6.0 →	← 62.0 →	⊂ 5.0 ⊃	4.0	66.5	23.0)
全 国	12,876	16,501.0	3,821	240	4,349	333	12,397.5	1,139.0	73	7	646	141	869.5	263.5	2,853	413	349	3,234.0	935.0
	(12,446)	16,106.5	⊂ 3,837 ⊃	(233)	← 4,364 →	(316)	(12,429.0)	(1,327.0 ⊃	(65)	(8)	(609)	(122)	⊂ 808.0 ⊃	○ 304.5 →	< 2,536 →	⊂ 356 ∋	⊂ 311⊃	€ 2,869.5	(1,076.0)

〔第15表の注〕 第11表と同じ

④ 地方独立行政法人等(法定雇用率2.6%)

第16表 概況

	1	2	3			障害者の数	(人)		4	5	6
	法人数	法定雇用障害者の				D、重度以外の 身体障害者及			実雇用率	法定雇用率	法定雇用
区分		算定の基礎となる 労働者数	障害者及び 重度知的障		外の身体障 害者、知的	び知的障害者	A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇用	[3E÷2]	達成法人数	率 達 成
			害者	害者である	障害者及び	並びに精神障 害者である短時		分	× 100 J		法人割合
	(機関)	(人)		短時間労働 者	精神障害者(注4)	間労働者(注5)			(%)	(法人)	(%)
静岡県	7	5,844.0	33	6	79	2	152.0	24.0	2.60	4	57.1
肝凹示	(7)	(5,781.5)	(38)	(4)	(69)	(3)	(150.5)	(32.0)	(2.60)	(5)	(71.4)
全 国	365	455,960.5	2,852	208	6,332	353	12,420.5	1,380.0	2.72	292	80.0
T 12	(364)	(455,189.5	(2,920)	(218)	(6,022)	(329)	(12,244.5)	(1,492.5)	(2.69)	(284)	(78.0)

〔第16表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると 認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7()内は令和3年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8この集計は、令和4年11月30日時点の集計結果に基づき作成した。

第17表 障害種別在職状況

		 障害者 	者の数(人)	2	Ì	身体障害者σ	数(人)			3		障害者の数(人)			4		精神障害者	の数(人)	
	- [A.実障害者数	B.算出障害者数	A.重度身体	B. 重度身体	C.重度以外		E. 計		A.重度知的障	B. 重度知的	C.重度以外の	D. 重度以外の	E. 計		A.精神障害	B. 精神障		D. 計	
区	分	②(A+B+C+D)		障害者	障害者であ る短時間労	の身体障害者		A×2+B+C +D×0.5	・・フラかりがが正力」	害者	障害者である 短時間労働者	知的障害者	知的障害者であ る短時間労働者	A×2+B+	」・ ノンがが	首	害者である	0. 0077	A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規雇
		+3(A+B+C+D)	2E+3E+4D		働者		労働者	1 5 7 0.0	分					0 1 2 0.0	雇用分		短時間労 働者	ち、(注5) に該当する		用分
		+4)(A+B)																労働者		
静區	羽旧	120	152.0	33	6	38	1	110.5	16.0	0	0	8	0	8.0	1.0	32	2	1	33.5	7.0
11711	ᆈᅑ	(114)	(150.5)	(38)	(4)	(32)	(1)	(112.5)	(10.0)	(0)	(0)	(8)	(0)	(8.0)	(2.0)	(26) (5)	(3)	(30.0	20.0
全	玉	9,745	12,420.5	2,432	195	2,823	191	7,977.5	694.0	420	13	908	42	1,782.0	129.0	2,416	305	185	2,661.0	557.0
	7主の	(9,489)	(12,244.5)	(2,504)	(199)	(2,830)	(179)	(8,126.5)	(802.0)	(416)	(19)	(862)	(42)	(1,734.0)	(185.5)	(2,181) (257)	(149)	(2,384.0	(505.0)

〔第17表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③D欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④C欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のA、C欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のB、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④C欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
- ①令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和3年6月1日現在の数値である。
 - なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 8 この集計は、令和4年11月30日時点の集計結果に基づき作成した。

⑤ 各機関・法人の状況

第18表 県機関の状況(法定雇用率2.6%)

		② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	8,243.0	222.5	2.70	0.0	
静岡県	6,414.0	171.5	2.67	0.0	注5
静岡県立静岡がんセンター	876.0	23.0	2.63	0.0	
静岡県警察本部	953.0	28.0	2.94	0.0	

第19表 市町等機関の状況(法定雇用率2.6%)

第19表 市町等機関の状況(① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	37,738.0	948.0	2.51	56.5	
静岡市	5,670.0	128.5	2.27	18.5	
浜松市	5,166.5	135.0	2.61	0.0	
沼津市	2,067.5	43.0	2.08	10.0	注5
熱海市	488.5	13.0	2.66		注5
三島市	1,311.0	28.5	2.17		注5
富士宮市	1,592.0	41.5	2.61		注5
伊東市	770.0	19.0	2.47		注5、注6(1)
島田市	1,678.5	41.5	2.47		注5
富士市	2,351.5	65.0	2.76	0.0	
磐田市	1,111.5	31.5	2.83		注5
焼津市	1,641.5	46.5	2.83		注5
掛川市	980.0	30.0	3.06		注5
藤枝市	1,223.5	34.5	2.82		注5
御殿場市	838.0	17.0	2.03		注5
袋井市	840.0	22.0	2.62		注5
下田市	357.5	8.0	2.24		注5
裾野市	543.0	16.5	3.04		注5
湖西市	649.0	17.5	2.70		注5
伊豆市	411.5	11.0	2.67		注5
御前崎市	501.5	14.0	2.79		注5
菊川市	534.0		2.81		注5
伊豆の国市	532.5	12.0	2.25	1.0	注5、注6(2)
牧之原市	319.0	10.0	3.13	0.0	
東伊豆町	120.0	3.0	2.50	0.0	
河津町	91.5	2.0	2.19	0.0	
南伊豆町	134.0	3.0	2.24	0.0	
松崎町	90.0	2.0	2.22	0.0	
西伊豆町	119.5	2.0	1.67	1.0	
函南町	387.5	11.0	2.84		注5
清水町	297.5	9.0	3.03		注5
長泉町	391.5	8.0	2.04		注5
小山町	345.5	7.5	2.17		注5
吉田町	283.0	9.0	3.18	0.0	
川根本町	131.0		3.82	0.0	
森町	354.0	9.0	2.54	0.0	
森町教育委員会	60.0		3.33	0.0	
吉田町教育委員会	68.0	0.5	0.74	0.5	
東伊豆町教育委員会	43.0	0.0	0.00	1.0	
西伊豆町教育委員会	51.5	0.0	0.00	1.0	
静岡市上下水道局	417.0	10.0	2.40	0.0	
浜松市上下水道部	301.0	7.0	2.33	0.0	
共立蒲原総合病院組合	358.5	10.0	2.79	0.0	
浜名湖競艇企業団	109.0	2.5	2.29	0.0	
磐田市立総合病院	630.0		2.86	0.0	
掛川市·袋井市病院企業団	639.5		2.50	0.0	
志太広域事務組合	56.5	2.0	3.54	0.0	
藤枝市立総合病院	681.0	9.0	1.32	8.0	

第20表 県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)

		② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	23,544.5	451.0	1.92	142.5	
静岡県教育委員会	16,155.0	296.0	1.83	107.0	
静岡市教育委員会	3,124.0	83.0	2.66	0.0	
浜松市教育委員会	3,724.0	57.5	1.54	35.5	
富士市教育委員会	541.5	14.5	2.68	0.0	

第21表 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,844.0	152.0	2.60	3.5	
国立大学法人静岡大学	990.5	25.0	2.52	0.0	
国立大学法人浜松医科大学	1,572.5	39.0	2.48	1.0	
地方独立行政法人静岡県立病院機構	1,980.0	55.5	2.80	0.0	
地方独立行政法人静岡市立静岡病院	840.5	25.0	2.97	0.0	
静岡県公立大学法人	288.5	5.5	1.91	1.5	
公立大学法人静岡文化芸術大学	113.0	1.0	0.88	1.0	
静岡県住宅供給公社	59.0	1.0	1.69	0.0	

- 注 1 各表(「第22表 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)」の表を除く)における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる 職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得 た数)を除いた職員数である。
 - 2 「第22表 地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」と は、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の 割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員又は労働者以外の重度身体
 - 障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。 また、短時間勤務職員又は労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員又は労働者である精神障害者(令和元 年6月2日以降に採用された者または令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)につ いては1人を1カウントとしている。
 - さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員又は労働者については、法律上、1人を0.5人 に相当するものとして0.5カウントとしている。
 - 4 ①欄の「不足数」とは、①欄の職員数又は労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じ て得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 5 注5の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を 受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(県	(知事部局)						
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)						
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局					
特例認定一覧(市	一一						
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)						
沼津市	沼津市教育委員会	沼津市水道部					
熱海市	熱海市教育委員会	熱海市公営企業部					
三島市	三島市教育委員会						
湖西市	湖西市教育委員会	湖西市立湖西病院					
御殿場市	御殿場市教育委員会						
島田市	島田市教育委員会	島田市立総合医療センター					
富士宮市	富士宮市教育委員会						
長泉町	長泉町教育委員会						
伊豆市	伊豆市教育委員会						
伊豆の国市	伊豆の国市教育委員会						
清水町	清水町教育委員会						
裾野市	裾野市教育委員会						
掛川市	掛川市教育委員会	掛川市水道事業所	掛川市監査委員事務局	掛川市農業委員会事務局			
御前崎市	御前崎市教育委員会						
菊川市	菊川市教育委員会						
小山町	小山町教育委員会						
袋井市	袋井市教育委員会						
函南町	函南町教育委員会						
藤枝市	藤枝市教育委員会						
磐田市	磐田市教育委員会						
焼津市	焼津市教育委員会						
伊東市	伊東市教育委員会						
下田市	下田市教育委員会						

6 (1)伊東市は、10月11日時点において、障害者の数21.0人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となっている。 (2)伊豆の国市は、12月1日時点において、障害者の数14.0人、実雇用率2.65%、不足数0.0人となっている。